

第5期安城市障害福祉計画  
第1期安城市障害児福祉計画  
(案)

平成29年10月

# も く じ

## 第 1 章 計画の概要

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	基本指針	3
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	6
5	障害者総合支援法のサービス体系	9

## 第 2 章 障害者等の状況

1	障害者手帳所持者数	11
2	自立支援サービス利用者	12
3	特別支援学校高等部在籍生徒数	13

## 第 3 章 基本指針に基づく目標値

### 第 1 節 障害福祉計画の目標 14

1	基本指針の目標設定の考え方	14
2	第 4 期計画の目標値と実績（見込み）	15
3	第 5 期計画の目標値	18

### 第 2 節 障害児福祉計画の目標 20

1	基本指針の目標設定の考え方	21
2	第 1 期計画の目標値	21

## 第 4 章 障害福祉サービスの見込みと確保策

1	訪問系サービス	22
2	日中活動系サービス	24
3	居住系サービス	34
4	相談支援	36

## 第 5 章 地域生活支援事業の見込みと確保策

1	必須事業	39
2	任意事業	46

## 第 6 章 障害児支援

1	障害児通所支援	50
2	障害児相談支援	54
3	子ども・子育て支援	55

## 計画の推進

- |   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | 市民参加と協働の推進 | 59 |
| 2 | 関係機関との連携   | 59 |
| 3 | 計画の推進と評価   | 59 |

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

### (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

本市では、平成26年度に「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を基本理念（テーマ）として、「第4次安城市障害者計画」および「第4期安城市障害福祉計画」を一体的に「安城市障害者福祉計画」として策定して、各種施策を推進しています。

この数年間においては、地域生活支援拠点の面的整備、住まいとしてのグループホームの整備等が進んでいます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます）に基づく「障害福祉計画」は3年ごとに見直すこととなっており、第4期計画は平成29年度に目標年度を迎えることから、計画の評価を行うとともに新たな課題について検討し、計画の見直しを行うこととしました。

また、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「第5期市安城市障害福祉計画」と「第1期安城市障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

### (2) 障害者総合支援法施行3年後の見直し

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

平成27年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。見直しの概要は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成 28 年 5 月 25 日成立・同年 6 月 3 日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

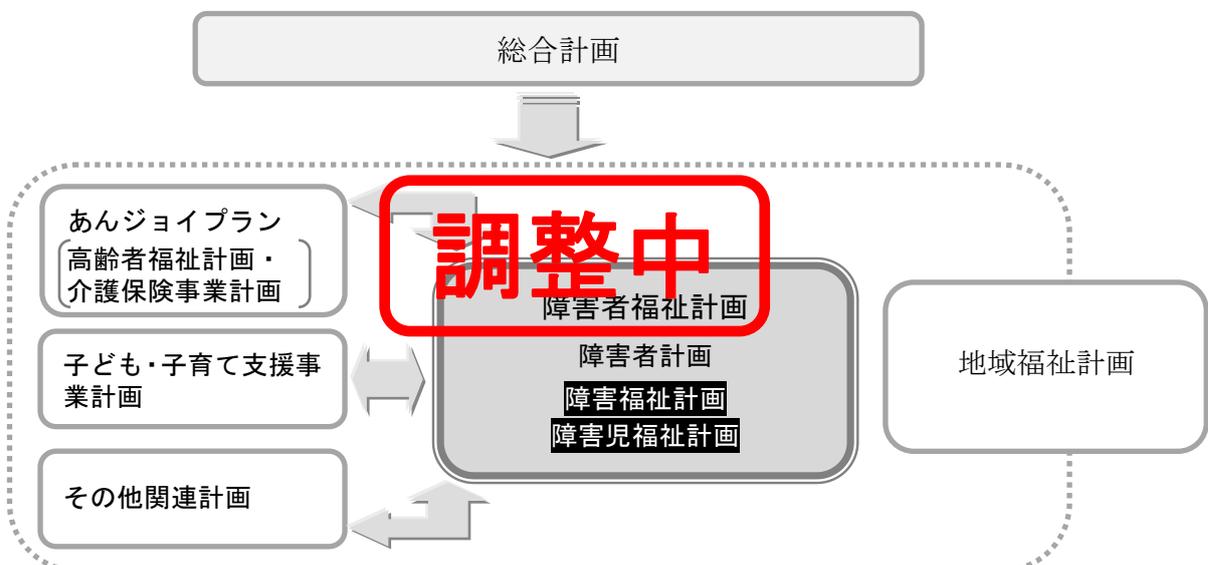
- (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成 30 年 4 月 1 日（2.(3)については公布の日（平成 28 年 6 月 3 日））

### (3) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

図表 1-1 計画の位置づけイメージ図



## 2 基本指針

障害者総合支援法、児童福祉法の改正等を踏まえ、これまでの「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が全部改正され、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定にかかる「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)が告示されました。

### ＜基本指針のポイント＞

#### 【基本指針の見直しの主なポイント】

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

#### 【成果目標】

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

#### 【その他の見直し】

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害者の芸術文化活動支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

基本指針に基づき、次の考え方のもと、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の整備を推進します。

### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者総合支援法においては、障害者および障害児（以下「障害者等」といいます）が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に掲げています。

児童福祉法においては、平成28年の改正により、その理念が示されています。

- 
- 1) 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する
  - 2) 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
  - 3) 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
  - 4) 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市では、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえるとともに、インクルージョンの理念のもと、障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

## **(2) 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援**

障害者等の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応した、共同生活援助、地域移行支援等の充実等、サービス提供体制の整備を推進します。さらに、障害者等の生活を地域全体で支える体制を整備するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していきます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の場の提供、緊急時のショートステイの受入、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能等が求められており、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を強化していきます。

## **(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進**

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進します。さら

に、福祉施設から一般就労への移行のみならず、特別支援学校卒業生や離職者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取り組みを、関係機関、サービス提供事業者等と協力して進めます。

同時に、障害者の多様なニーズに応えられるよう、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 1) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- 2) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- 3) 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

#### (5) 相談支援体制の充実

障害者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が重要です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう、引き続き体制の確保に努めます。また、基幹相談支援センターを核とした相談のネットワークの構築を図ります。

#### (6) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児およびその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援については市を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

### 3 計画の期間

これらの計画の期間は、平成30年度から2020年度までの3年間とします。

図表 1-2 計画の期間

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
安 城 市 障 害 者 福 祉 計 画	障害福祉計画	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画			
	障害児福祉計画				第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			
	障害者計画	第4次障害者計画					第5次障害者計画			

### 4 計画の策定体制

障害者等の当事者のニーズ、関係団体、サービス事業者、市民からの意見を得ながら計画を策定するため、次の協議の場や意見を聞く機会を設けました。

#### (1) 障害者福祉計画策定委員会

障害者等やその家族等の当事者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、公募市民で構成する「障害者福祉計画策定委員会」において、計画についての協議を行いました。

#### (2) 関係団体等懇話会

次の関係団体の協力を得て懇話会を開催しました。書面および意見交換により、障害者等の現状と課題についての意見、計画に対する提案等をいただきました。

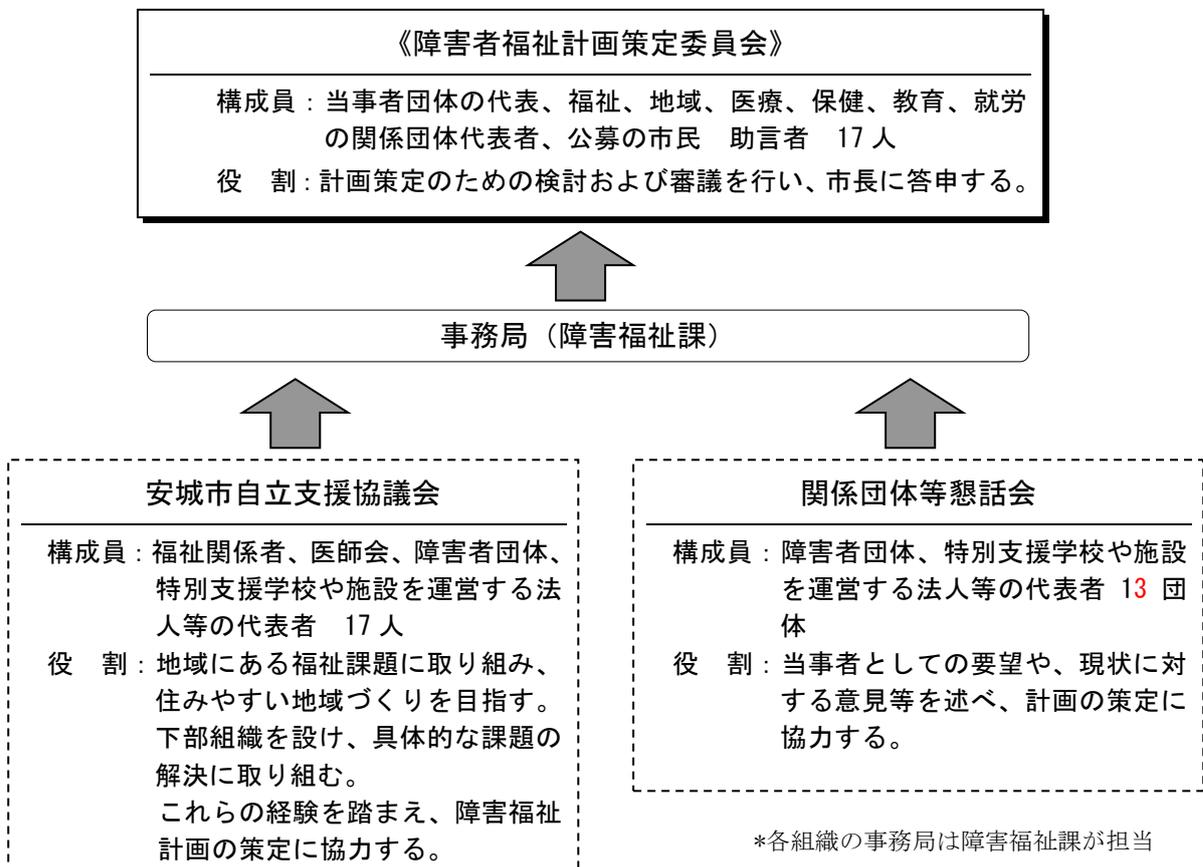
図表 1-3 懇話会の構成団体

安城市身体障害者福祉協会
安城市心身障害児を持つ親の会「ひまわり会」
安城市手をつなぐ親の会
精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」
愛知県立岡崎特別支援学校
愛知県立安城特別支援学校
社会福祉法人 めくもり福祉会
社会福祉法人 聖清会
社会福祉法人 ポテト福祉会
社会福祉法人 ぶなの木福祉会
社会福祉法人 観寿々会
育て上げネット中部虹の会
安城市ボランティア連絡協議会

### (3) 安城市自立支援協議会

計画の進捗状況の報告を行いました。また、アンケート調査の調査項目に対する意見や障害福祉計画策定に対する意見等をいただきました。

図表 1-4 策定体制図



---

## (5) アンケート調査

### ① 障害者福祉に関するアンケート

計画策定に先立ち、障害者等に対し、健康状態、支援者の状況、住まいの状況、日中の過ごし方、サービスの利用意向・改善点、外出の状況、相談等について、アンケート調査（1,500人、無作為抽出）を実施しました。調査期間は平成29年2月14日～2月28日です。

### ② 障害児の子ども・子育て支援に関するアンケート

障害児の保護者に対し、保育園・幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況・利用意向等について、各事業所を通してアンケート調査（225人、無作為）を実施しました。調査期間は平成29年9月15日～9月22日です。

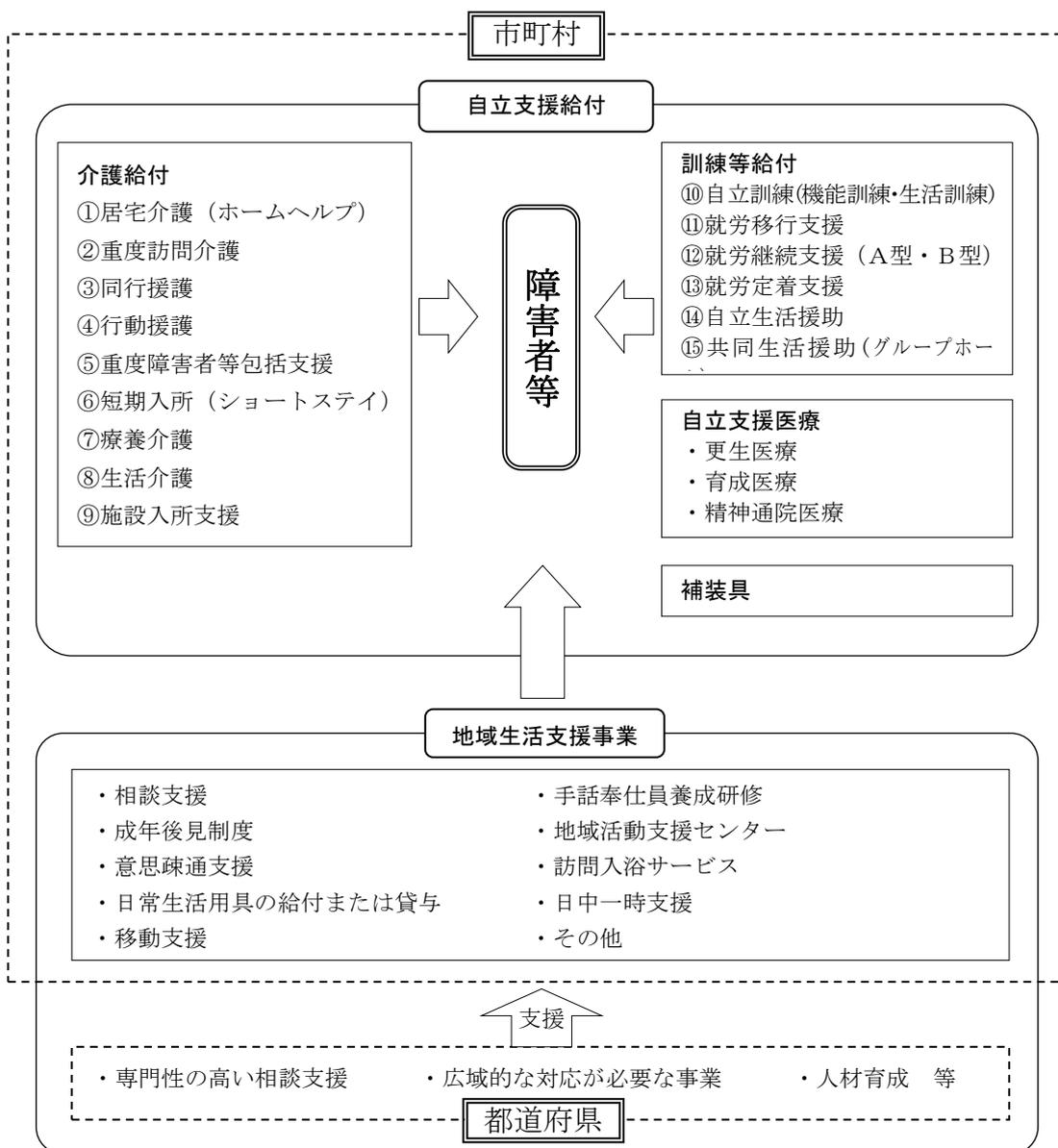
これらの調査結果の概要は、巻末資料に掲載しています。

5 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、障害者等の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付には「介護給付」（①～⑨）と「訓練等給付」（⑩～⑮）があります。

なお、⑬就労定着支援、⑭自立生活援助は、平成28年の法改正により制度化されたサービスであり、平成30年度から開始されます。

図表 1-5 障害者総合支援法のサービス体系



## 第2章 障害者等の状況

### 1 障害者手帳所持者数

#### (1) 安城市の人口

平成29年4月現在の人口は187,192人となっており、増加傾向にあります（図表2-1）。

図表2-1 安城市の人口 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 口	185,179	186,104	187,192

(注) 各年度の4月1日現在

#### (2) 身体障害者手帳所持者数

平成29年4月現在の身体障害者手帳所持者数は5,022人です。平成28年度までは増加を続けていましたが、平成29年は減少に転じ、前年を17人下回りました（図表2-2）。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所持者数	4,809	5,039	5,022

(注) 各年度の4月1日現在

#### (3) 療育手帳所持者数所持者数

平成29年4月現在の療育手帳所持者数は1,264人となっており、増加傾向にあります（図表2-3）。

図表2-3 療育手帳所持者数 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所持者数	1,159	1,214	1,264

(注) 各年度の4月1日現在

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成29年4月現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,118人となっており、増加傾向にあります（図表2-4）。



図表2-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所持者数	960	1,061	1,118

(注) 各年度の4月1日現在

## 2 自立支援サービス利用者

### (1) 障害支援区分認定者

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっています。平成29年10月現在の認定者は648人です。この合計数は、3つの障害者手帳所持者の合計の8.7%です。知的障害者は比較的高く、30%を超えています(図表2-5)。

障害福祉サービスのうち、図表2-6のサービスの利用には障害支援区分認定審査会により、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

図表2-5 障害支援区分認定の状況 (単位：人)

区分	支援の必要度						合計
	低い 区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	高い 区分6	
身体	4	13	29	18	16	84	164
知的	9	32	66	111	100	75	393
精神	4	33	39	10	2	0	88
難病	0	0	1	0	1	1	3
合計	17	78	135	139	119	160	648
<参考> 平成26年	15	91	129	113	88	119	555

(注) 平成29年10月1日現在

図表2-6 障害支援区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上(通院等介助(身体介護を伴う)は区分2以上)	生活介護	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
重度訪問介護	区分4以上 (他に該当条件あり)	療養介護	区分5以上 (他に該当条件あり)
同行援護	区分2以上 (他に該当条件あり)	短期入所	区分1以上
行動援護	区分3以上 (他に調査項目あり)	施設入所支援	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
重度障害者等 包括支援	区分6 (他に該当条件あり)		



**(2) 障害福祉サービス支給決定者**

障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。障害福祉サービス支給決定者数は年々増加を続け、平成29年度には1,300人を超えています。

図表2-7 障害福祉サービス支給決定者数の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 数 (人)	1,184	1,279	1,353

(注) 各年度の10月現在

**(3) 地域生活支援事業利用決定者**

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター(Ⅱ型)事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの支給決定を受けなければなりません。地域生活支援事業支給決定者数は、障害福祉サービス支給決定者の50%程度となっています。

図表2-8 地域生活支援事業利用決定者数の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 数 (人)	569	603	630

(注) 各年度の10月現在

**3 特別支援学校高等部在籍生徒数**

特別支援学校高等部へ通っている安城市在住の生徒数は100人です。この計画の期間内に卒業が見込まれ、障害福祉サービスを利用する人もいると考えられます。

図表2-9 特別支援学校高等部在籍生徒数

(単位：人)

区 分	1 年	2 年	3 年	計
岡崎聾学校	1	1	0	2
岡崎盲学校	2	0	1	3
安城特別支援学校	21	30	16	67
愛知教育大学附属特別支援学校	1	0	1	2
岡崎特別支援学校	5	0	4	9
その他	11	1	5	17
合 計	41	32	27	100

(注) 平成29年5月1日現在

---

---

## 第3章 基本指針に基づく目標値

### 第1節 障害福祉計画の目標

#### 1 基本指針の目標設定の考え方

障害者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき平成32年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

##### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

###### ① 地域生活移行者の増加

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とします。

###### ② 施設入所者の削減

平成28年度末時点の施設入所者数を2%以上削減することを基本とします。

(注) 1 平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行をさします。

##### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

###### ○ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

(注) 1 医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。

2 単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

##### (3) 地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

##### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

###### ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移

行支援、就労継続支援を行う事業をいう)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とします。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

平成28年度末における利用者数を2割以上増加させることを目指します。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とするを目指します。

④ 職場定着率の増加

就労定着支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とします。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

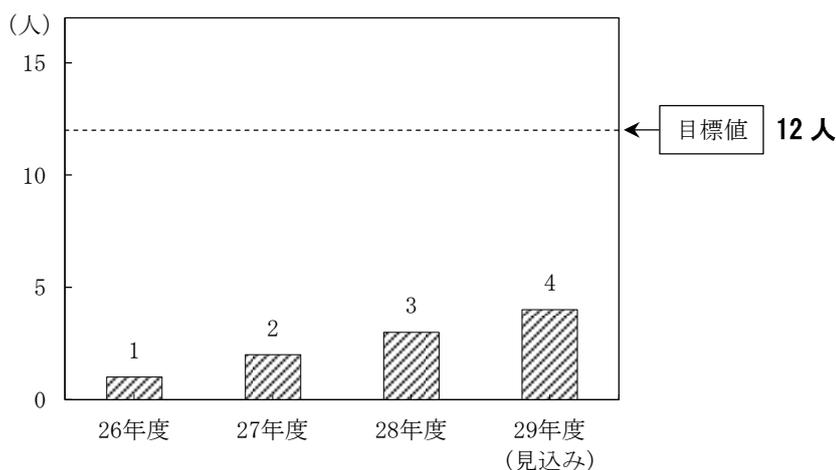
2 一般就労に移行する者の数および就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

## 2 第4期計画の目標値と実績（見込み）

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数96人のうち、12人（12.5%）が地域生活へ移行するものとしていましたが、4人（4.2%）となる見込みです。

図表3-1 地域生活移行者数の推移



- ② 平成29年度末時点の施設入所者数は89人となる見込みであり、平成25年度末の96人から7人（7.6%）減少します。目標値の4人（4.2%）減少を上回ります。

図表 3-2 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分		目標数値	基本指針の考え方
平成25年度末の施設入所者数（人）		96	平成25年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数（人）	目 標 値	12 (12.5%)	平成25年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
	実績（見込み）	4 (4.2%)	
削減見込（人）	目 標 値	4 (4.2%)	平成29年度末段階での削減見込数
	実績（見込み）	7 (7.6%)	

## (2) 地域生活支援拠点等の整備

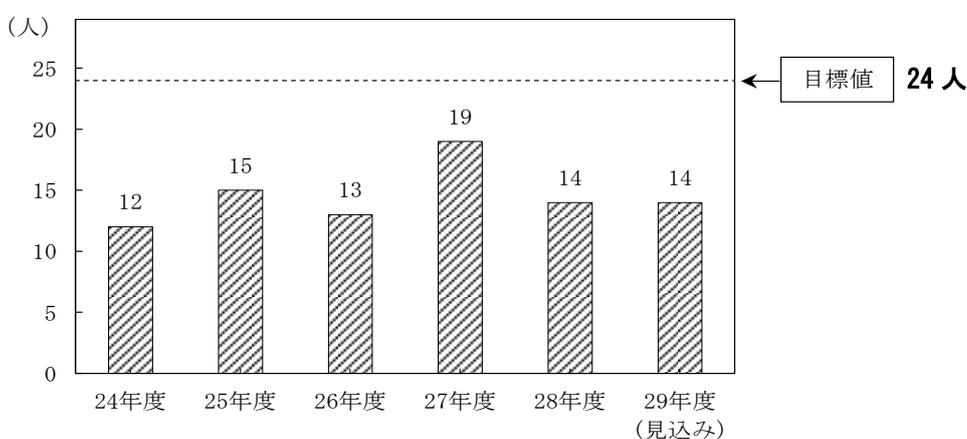
平成29年度末までに、西三河南部西圏域内に地域生活支援拠点等を1か所整備することを目標としていましたが、平成29年4月に市単独で、市内の事業所が分担して役割を担うかたち（面的整備）により事業を開始しました。

## (3) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、24人を目標としていましたが、14人となる見込みです。

図表 3-3 福祉施設から一般就労への移行数の推移



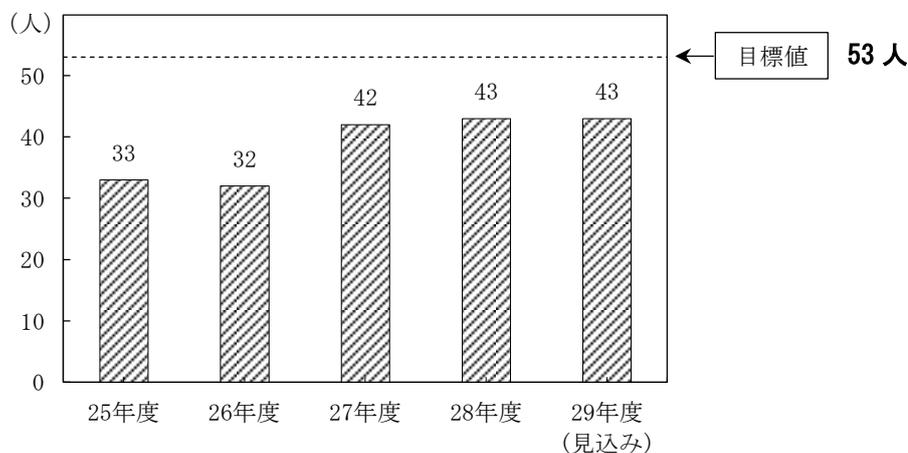
図表 3-4 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目		目標数値	基本指針の考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数（人）		12	平成24年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数（人）	目 標 値	24 (2倍)	平成29年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	14 (1.2倍)	

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を53人とすることを目標としていましたが、43人となる見込みです。

図表3-5 就労移行支援事業の利用者数の推移



図表3-6 就労移行支援事業の目標利用者数

項目		目標数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数 (人)		33	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (人)	目標値	53 (1.6倍)	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数
	実績 (見込み)	43 (1.3倍)	

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援全体の5割以上の事業所が、就労移行率3割以上を達成することを目指しましたが、就労移行率3割以上の事業所はありません。

図表3-7 就労移行率が3割以上の事業所の割合

項目		人数 (倍)	基本指針の考え方
就労移行率が3割以上の事業所数	計画 (目標)	30%以上	平成29年度末において就労移行率が3割以上の事業所数の割合
	実績 (見込み)	0事業所	

### 3 第5期計画の目標値

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数89人のうち、8人(9%)が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成32年度末時点の施設入所者数は、平成28年度末施設入所者89人から2人(2%)削減することを目標とします。

図表3-8 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	基本指針の考え方
平成28年度末の施設入所者数	89人	平成28年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	8人(9%)	平成28年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した人数
削減見込	2人(2%)	平成32年度末段階での削減見込数

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障害者の地域移行の推進に向け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、当事者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成32年度末までに、圏域の保健・医療・福祉関係者が協力して協議の場を設置します。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

平成29年4月に、市単独で面的整備として事業開始しましたが、今計画期間は機能の追加・充実を図っていきます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、21人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

図表3-10 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	基本指針の考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	14人	平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	21人 (1.5倍)	平成32年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者の増加

平成32年度の就労移行支援事業利用者を52人とすることを目標とします。

図表3-11 就労移行支援事業の目標利用者数

項目	目標数値	基本指針の考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	43人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	52人 (1.2倍)	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

④ 職場定着率の増加

就労定着支援事業の提供体制の整備を促進するとともに、サービスが開始された時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。

図表3-12 職場定着率

項目	目標数値	基本指針の考え方
就労定着支援事業の利用者数	14人	就労定着支援事業を開始した時点からの利用者数
職場定着者数	11人	就労定着支援事業を開始した時点からの利用者数
職場定着率	80%以上	

---

---

## 第2節 障害児福祉計画の目標

### 1 基本指針の目標設定の考え方

障害児の健やかな育成の発達支援を図るため、国の基本指針に基づき平成32年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

#### (1) 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

##### ① 児童発達支援センター

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。

(注) 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

##### ② 保育所等訪問支援

平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

#### (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

(注) 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

#### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

(注) 市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

## 2 第1期計画の目標値

### (1) 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

#### ① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、平成30年7月の「子ども発達支援センター」の開所を目指します。

#### ② 保育所等訪問支援の充実

保育所等訪問支援については、「子ども発達支援センター」の開所に併せて実施体制を整えます。

### (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。

図表3-13 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項目	目標数値
目標年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所

図表3-14 重症心身障害児を支援する課後等デイサービス事業所

項目	目標数値
目標年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、圏域において、三河青い鳥医療療育センターを中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、県に働きかけをしていきます。

---

---

## 第4章 障害福祉サービスの見込みと確保策

### 1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

#### (1) 居宅介護

障害者等に居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事および相談、助言その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。なお、平成30年度から、医療機関への入院時も一定の支援を受けることが可能となります。

#### (3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護等必要な援助を行うサービスです。

#### (4) 行動援護

知的障害または精神障害により行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障害者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護等必要な援助を行うサービスです。

#### (5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺および寝たきりの状態ならびに知的障害または精神障害により行動に著しい困難があるものに、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

## ◆現状と課題

平成28年度の実績は、重度訪問介護の利用延時間数が計画を下回っていますが、そのほかはほぼ計画どおりです。市内事業所を中心にサービスが提供されています。

市内の事業所数は居宅介護が13事業所、重度訪問介護が13事業所、同行援護が6事業所、行動援護が3事業所です。重度障害者等包括支援事業所はありません。

アンケート結果によると、訪問系サービスの利用については、身体障害者、知的障害者、精神障害者の居宅介護、精神障害者の行動援護などの利用意向が高くなっていることから、今後もサービス利用の増加に応じた供給量の確保と質の維持を図る必要があります。

図表4-1 訪問系サービスの第4期計画と実績

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み	
利用者数(人/月)		163	172	174	181	184	188	
利用延時間数(時間/月)		3,443	3,143	3,742	3,154	4,022	3,104	
内 訳	居宅介護	利用者数(人/月)	133	139	141	147	148	150
		利用延時間数(時間/月)	2,527	2,524	2,679	2,487	2,812	2,465
	重度訪問 介護	利用者数(人/月)	5	5	6	5	7	4
		利用延時間数(時間/月)	615	310	738	345	861	280
	同行援護	利用者数(人/月)	12	13	13	13	14	13
		利用延時間数(時間/月)	132	129	143	141	154	127
	行動援護	利用者数(人/月)	13	15	14	16	15	21
		利用延時間数(時間/月)	169	180	182	181	195	232

## ◆サービスの見込量

訪問系サービスの見込量は、第4期計画期間の実績をもとに算定しました。重度訪問介護については、サービス利用対象者が拡大されたことを勘案して算定しました。

図表 4-2 訪問系サービスの見込量

区 分		平成30年度	2019年度	2020年度	
利用者数(人/月)		200	211	221	
利用延時間数(時間/月)		3,457	3,685	3,896	
内	居宅介護	利用者数(人/月)	159	167	174
		利用延時間数(時間/月)	2,703	2,839	2,958
訳	重度訪問介護	利用者数(人/月)	5	6	7
		利用延時間数(時間/月)	350	420	490
	同行援護	利用者数(人/月)	14	15	16
		利用延時間数(時間/月)	140	150	160
	行動援護	利用者数(人/月)	22	23	24
		利用延時間数(時間/月)	264	276	288

◆見込量の確保策

今後、全てのサービスについて利用量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充および質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、従業者は資格が必要であるため、資格取得のための従業者養成研修等への参加および専門的人材の確保に努めるよう働きかけていきます。

なお、重度訪問介護については訪問先が拡大され、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が医療機関に入院した場合にも、医療従事者に本人に合った環境や生活習慣、特殊な介護方法について伝えるなど、一定の支援が受けられるようになったことから、これらの周知を図ります。

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のための援助を行うサービスです。

◆現状と課題

平成28年度の利用者数は357人となっており、計画をやや下回っています。市内事業所は13事業所で、定員は371人です。

アンケート結果によると、生活介護は日中活動系サービスの中では就労継続支援

A型に次いで充実・改善の希望が多くなっています。また、知的障害者の利用が高くなっています。

図表4-3 生活介護の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	358	355	365	357	370	368
利用延日数（人日／月）	7,160	6,678	7,300	6,733	7,400	6,954

図表4-4 生活介護事業所（平成28年度分）

区 分		定員（人）	利用日数（日）	利用者数（人） 平成29年3月
市内事業所	ぬくもりの家	40	9,116	41
	ぬくもりの郷	20	3,450	16
	ぬくもりワークス	45	9,841	44
	まるくてワークス	60	11,501	54
	ポテトハウス	30	5,039	29
	ぽてと <sup>2</sup>	6		
	ハルナ	50	5,352	22
	ラニハルナ	30	2,885	19
	こだわりの店ロゼ	10	3,218	13
	樹庵	10	2,204	9
	angel-A	20	1,942	14
	安城市身体障害者デイサービスセンター	20	2,116	29
	バストマトズ	30	1,090	7
	市内計	371	57,754	297
	市外事業所（48か所）			22,216
県外事業所（4か所）			816	3
合 計			80,786	394

◆サービスの見込量

生活介護の利用者数は、第4期計画期間の実績、特別支援学校の生徒の希望等を勘案して算定しました。

図表4-5 生活介護の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数（人／月）	379	387	399
利用延日数（人日／月）	7,201	7,353	7,581

◆見込量の確保策

市外の事業所の利用等広域的な対応により、増加するサービス利用量の確保に努めます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害者や難病のある人に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。

自立訓練（機能訓練）は、標準利用期間が1年6か月（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）と定められています。

◆現状と課題

平成28年度の利用はありませんでした。市内に事業所はありません。

図表4-6 自立訓練（機能訓練）の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	1	0	1	0	1	0
利用延日数（人日／月）	10	1	10	0	10	0

◆サービスの見込量

自立訓練（機能訓練）の利用者数は、第4期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表4-7 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数（人／月）	1	1	1
利用延日数（人日／月）	10	10	10

◆見込量の確保策

市内に事業所はありませんが、市外の事業所の活用等広域的な対応により必要なサービスの確保に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害者や精神障害者に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつおよび食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

自立訓練（生活訓練）は、標準利用期間が2年間（長期入院またはこれに類する事由のある場合は3年間）と定められています。

#### ◆現状と課題

平成28年度の利用者数は4人、利用延日数は72人日／月となっています。利用者数、利用延日数ともに計画を上回っています。市内事業所は1事業所です。

図表4-8 自立訓練（生活訓練）の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	3	3	3	4	3	3
利用延日数（人日／月）	60	51	60	72	63	44

#### ◆サービスの見込量

自立訓練（生活訓練）の利用者数は、第4期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表4-9 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数（人／月）	3	3	3
利用延日数（人日／月）	45	45	45

#### ◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、市外の事業所の活用等、広域的な対応により必要なサービスの確保に努めます。

### (4) 就労移行支援

就労を希望する障害者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行うサービスです。

就労移行支援事業は、標準利用期間は2年間（資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間または5年間）と定められています。

#### ◆現状と課題

平成28年度の利用者数は39人、利用延日数は609人日／月となっています。利用者数、利用延日数ともに計画を下回っています。平成28年度末の市内事業所は3事業所です。

アンケート結果によると、精神障害者の利用意向が高くなっています。

図表 4-10 就労移行支援の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数（人／月）	39	33	46	39	53	38
利用延日数（人日／月）	663	525	782	609	901	642

図表 4-11 就労移行支援事業所（平成28年度分）

区 分		定員（人）	利用日数（日）	利用者数（人） 平成29年3月
市内事業所	アイエスエフネットライフ安城	20	1,002	7
	障害者職業支援センターくるくる	20	2,808	12
	くれよん	10	1,219	5
	市内計	50	5,029	24
市外事業所（18か所）			2,467	15
合 計			7,496	39

#### ◆サービスの見込量

就労移行支援の利用者数は、第4期計画期間の実績、社会資源の状況および国の基本指針を勘案して算定しました。

図表 4-12 就労移行支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数（人／月）	41	44	46
利用延日数（人日／月）	697	748	782

#### ◆見込量の確保策

平成27年度に市内の1事業所が閉所、平成28年度に市内に1事業が開所し、3事業所となりました。また、市外の事業所の利用等広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。

### (5) 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

## ◆現状と課題

市内の事業所は8事業所で定員は145人となっています。また、市外の事業所も多く利用されています。

アンケート結果ではサービスの充実・改善の希望が多いことから、質の確保を図っていく必要があります。また、就労継続支援A型については、利用者に支払う賃金の総額以上の事業収益を確保すべきとする原則が明示されるなど、サービスの質を確保するため指定基準等が改正されました。これにより事業所の廃止が相次いでいる状況にあることから、引き続き注視していく必要があります。

図表4-13 就労継続支援A型の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	118	110	130	119	142	115
利用延日数(人日/月)	2,242	2,094	2,470	2,276	2,698	2,263

図表4-14就労継続支援A型事業所(平成28年度分)

区 分		定員(人)	利用日数(日)	利用者数(人) 平成29年3月
市内事業所	さくら会	10	377	2
	ジョブファミリー	20	4,348	20
	ひまわり	20	2,449	10
	くれよん	10	1,632	0
	アイエスエフネットライフ安城	10	607	0
	サルビア	20	4,065	18
	MAファクトリー	20	2,363	10
	NMCワークス	20	2,291	10
	NMCパーソナル	15	1,823	12
	市内計	155	19,955	82
市外事業所(22か所)			7,518	37
合 計			27,473	119

## ◆サービスの見込量

就労継続支援A型の利用者数は、第4期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表4-15 就労継続支援A型の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数(人/月)	118	122	123
利用延日数(人日/月)	2,360	2,440	2,460

◆見込量の確保策

近隣市の事業所も増加しているため、必要なサービス利用量の確保が見込まれます。

(6) 就労継続支援B型

障害者のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

◆現状と課題

平成28年度の利用者数は計画をやや上回り、利用延日数は計画を下回っています。市内の事業所は8事業所、定員は145人となっています。また、市外の事業所も多数利用されています。

アンケート結果によると、知的障害者の利用意向が高くなっています。引き続き、利用の増加に対応したサービス量の確保が必要です。

図表4-16 就労継続支援B型の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	145	152	158	164	175	165
利用延日数(人日/月)	2,320	2,189	2,528	2,439	2,800	2,493

図表4-17 就労継続支援B型事業所(平成28年度分)

区 分		定員(人)	利用日数(人)	利用者数(人) 平成29年3月
市内事業所	ぶなの木工房	20	4,948	37
	ラニハルナ	10	1,976	10
	さくら会	20	2,477	11
	アイエスエフネットライフ安城	15	2,403	13
	ぬくもりワークス	15	2,627	10
	安城市虹の家	25	3,450	18
	ぼちぼちカフェ	20	2,381	19
	A l e s e e d	20	1,069	6
	くれよん	10	2	4
	市内計	160	21,333	125
市外事業所(25か所)			7,957	47
合 計			29,290	172

## ◆サービスの見込量

就労継続支援B型の利用者数は、第4期計画期間の実績、特別支援学校の生徒の希望等を勘案して算定しました。

図表4-18 就労継続支援B型の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数(人/月)	182	193	205
利用延日数(人日/月)	2,912	3,088	3,280

## ◆見込量の確保策

近隣市の事業所の利用等広域的な対応により必要なサービス確保に努めます。

## (7) 就労定着支援

就労定着支援は平成28年の改正により新設されたサービスで、平成30年度から適用となります。就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人が対象となります。

## ◆サービスの見込量

福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを算定しました。

図表4-19 就労定着支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数(人/月)	3	4	5
利用延日数(人日/月)	3	4	5

## ◆見込量の確保策

日中活動系サービスの事業所等に働きかけ、就労定着支援の提供体制の整備を促進します。また、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図ります。

## (8) 療養介護

医療を要する障害者であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活の世話等を行うサービスです。

#### ◆現状と課題

平成28年度の療養介護の利用者数は3人です。長期入院中の重度の障害者が継続して利用しています。

図表4-20 療養介護の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	4	2	4	3	4	10
利用延日数(人日/月)	122	62	122	84	122	238

#### ◆サービスの見込量

施設での定員増加があったため平成29年度は増加予定ですが、サービス利用の対象が、長期入院による医療的ケアが必要な重度の障害者であるため平成30年度以降は同程度の利用者数と算定しました。

図表4-21 療養介護の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数(人/月)	10	10	10
利用延日数(人日/月)	304	304	304

#### ◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、市外の事業を実施する医療機関と広域的な連携を行い、適切なサービス支給に努めます。

### (9) 短期入所

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者等を施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事の介護等の支援を行うサービスです。

#### ◆現状と課題

平成28年度は利用者数、利用延日数ともに計画を下回っています。市内事業所は4事業所です。

アンケート結果によると、知的障害者や障害児の利用意向が高くなっていますが、医療的ケアが必要な重度の障害児が利用できる事業所は少なく、更なる整備を促進していく必要があります。

図表4-22 短期入所の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	68	68	72	69	76	72
利用延日数 (人日/月)	272	241	288	249	304	226

図表4-23 市内の短期入所提供事業所（平成29年3月現在）

名 称	障害の種類
めだかくらぶ	身体、知的、障害児、精神
ほっとみるく	身体、知的、障害児
ハルナ	身体、知的、障害児、精神
ぬくもりの郷	知的

## ◆サービスの見込量

短期入所の利用者数は、第4期計画期間の実績およびアンケート結果のサービス利用意向が高いことを参考にして算定しました。

図表4-24 短期入所の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数 (人/月)	76	78	81
利用延日数 (人日/月)	304	312	324

## ◆見込量の確保策

各事業所へ更に施設整備を働きかけ、増加するサービス量の確保に努めます。

グループホームへの併設、地域生活支援拠点等の機能強化と併せて整備を促進します。

### 3 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

自立生活援助は平成28年の改正により新設されたサービスで、平成30年度から適用となります。施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

##### ◆サービスの見込量

施設入所者、入院者の地域生活への移行者数を勘案して算定しました。

図表 4-25 自立生活援助の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数(人/月)	1	2	3

##### ◆見込量の確保策

生活介護、共同生活援助、相談支援等のサービス事業所等に働きかけ、自立生活援助の提供体制の整備を促進します。

#### (2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住宅に入居している障害者に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつまたは食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。

##### ◆現状と課題

平成28年度のグループホーム利用者数は101人となっており、計画をやや下回っています。平成28年度末現在、市内に7事業所（定員102人）があります。

アンケート結果によると、知的障害者の利用意向が高くなっています。また、地域生活への移行、親からの自立、障害者の高齢化や家族の高齢化といった課題に対応するため、障害特性を踏まえながら、更なる整備を促進していく必要があります。

図表 4-26 グループホーム利用者数の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用者数(人/月)	100	84	110	101	120	97

図表4-27 グループホーム事業所別利用状況

区分	事業所名	定員(人)	利用者数(人)		
			平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
グループホーム	ポテトホーム	20	19	19	17
	アットホーム	18	17	17	16
	ぬくもりの郷	20	13	13	19
	めだかの子	14	9	9	9
	グループホーム若葉	6	5	5	5
	アスパラトーズ	20	1	2	2
	グループホーム SORA	4	-	-	3
	小計	102	64	65	71
市外事業所(20か所)			19	25	28
合計			83	90	99

## ◆サービスの見込量

利用者数は、第4期計画期間の実績および福祉施設からの地域生活への移行、精神科病院からの退院等の新たな利用者等を勘案して算定しました。

図表4-28 グループホームの見込量

区分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用者数(人/月)	104	112	116

## ◆見込量の確保策

国県および市の施設整備補助制度について啓発を行い、更なる整備を促進することにより、増加するサービス量の確保に努めます。特に、重度障害者が利用できる施設の整備を促進します。

## (3) 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事等の介護、生活等に関する相談その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

## ◆現状と課題

施設入所支援の利用者数の実績は、計画より多い人数で推移しています。平成28年度末現在、市内の施設入所支援事業所に22人、市外の事業所に67人が入所しています。地域生活への移行により入所者数を削減するため、グループホームや自立生活援助の提供体制の整備や、障害者が地域で生活することへの理解促進が必要です。

図表 4-29 施設入所支援の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 者 数 (人/月)	94	90	93	89	92	89

図表 4-30 施設入所支援事業所別利用内訳 (平成29年3月)

区 分	事 業 所 名	障害の種類	定員 (人)	入所者数 (人)
市内事業所	ハルナ	身体、知的、精神	50	22
市外事業所	市外24か所、県外3か所			67
合 計				89

#### ◆サービスの見込量

国の基本指針に基づく数値目標に準じて、見込量を定めました。

図表 4-31 施設入所支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 者 数 (人/月)	88	87	86

#### ◆見込量の確保策

地域生活への移行の推進により、必要なサービス量の減少が見込まれるが、今後も市内事業所および市外事業所の利用等広域的な対応により、適切なサービス支給に努めます。

## 4 相談支援

障害者の相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直し、地域移行支援は入所している障害者または入院している精神障害者の地域生活に移行するための相談等、地域定着支援は居宅等において単身で生活する障害者が地域生活を継続していくため、常時の連絡体制を確保し、相談その他必要な支援を行うサービスです。

#### ◆現状と課題

計画相談支援については、市独自の助成制度を設けたこともあり、事業者の参入が促進され、実績が計画を上回っています。本計画期間においても、着実にサービス等利用計画の作成が行われるよう、引き続き助成を行っていく必要があります。

図表4-32 相談支援の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
計画相談支援（人／月）	156	170	167	184	179	190
地域移行支援（人／月）	0	0	2	1	3	1
地域定着支援（人／月）	0	0	4	1	6	7

図表4-33 相談支援事業所（平成29年5月現在）

名 称	
ふれあいサービスセンター 相談支援事業所 めくもり ひだまり ぼてっち	グッド相談支援事業 コープあいち福祉サービス安城 Root of holy

◆サービスの見込量

今後の障害福祉サービス支給決定者数の推計および国の基本指針を勘案して算定しました。

図表4-34 相談支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
計画相談支援（人／月）	200	210	218
地域移行支援（人／月）	3	3	3
地域定着支援（人／月）	8	10	12

◆見込量の確保策

計画相談支援については、今後も市独自の補助制度を継続することにより、増加するサービス量の確保に努めます。

また、基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）において、事業所に対する専門的な助言や指導、相談支援専門員の研修等を行い、相談支援のスキルアップを図ります。

## 第5章 地域生活支援事業の見込みと確保策

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表5-1 本市が実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	日常生活支援	訪問入浴サービス事業 生活訓練等事業 日中一時支援事業 その他日常生活支援事業
	社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 文化芸術活動振興事業 点字・声の広報等発行事業 自動車運転免許取得・改造助成事業
	権利擁護支援	成年後見制度普及啓発事業
	就業・就労支援	更生訓練費支給事業 知的障害者職親委託事業 その他就業・就労支援事業

## 1 必須事業

## (1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

## ◆現状と課題

町内会・福祉委員会・自主防災会・学校等において、災害時要援護者サポート研修を開催しています。

図表5-2 理解促進研修・啓発事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
災害時要援護者サポート研修（回／年）	10	4	10	5	10	

## ◆サービスの見込量

引き続き、毎年度10回程度の研修を実施します。

図表5-3 理解促進研修・啓発事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
災害時要援護者サポート研修（回／年）	10	10	10

## ◆見込量の確保策

災害時要援護者サポート研修を実施します。災害時における障害者等への情報伝達や避難誘導について講習や体験を行い、地域社会での支援や障害者等への理解について啓発を行います。

## (2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

## ◆現状と課題

精神障害者ふれあい促進事業として、精神障害者とその家族を対象にふれあいの場を設け、他の障害者等との交流を通じ自立の促進を図っています。

図表 5-4 自発的活動事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	—	10	10

◆サービスの見込量

引き続き、毎年度 10 回程度の開催とします。

図表 5-5 自発的活動事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
精神障害者ふれあい促進事業（回／年）	10	10	10

◆見込量の確保策

精神障害者等やその家族を対象としたふれあいの場を設け、同じ障害者等の交流や、悩みに対する相談、アドバイス等を行います。

(3) 相談支援事業

障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

◆現状と課題

相談支援事業は、社会福祉協議会に委託して実施しています。障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行っています。

図表 5-6 相談支援事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
障害者相談支援事業（か所）	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施

◆サービスの見込量

相談支援事業は、本計画期間も 1 ヶ所で実施します。

図表5-7 相談支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業（か所）	1	1	1
基幹相談支援センター	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施

◆見込量の確保策

障害者等やその家族等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行うため、専門的な職員を配置する等、相談支援の充実に努めます。また、障害者等への虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者等の関係機関と連携を図り、人権擁護のために必要な支援を行います。

ふれあいサービスセンターに設置された基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の相談支援事業所に対する専門的な助言や指導を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。

障害者が、市営住宅へ単身入居する場合に、その資格認定に必要な意見書を発行します。

(4) 成年後見制度

知的障害者または精神障害者について、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

◆現状と課題

第4期計画期間における実績は、毎年度1件で推移しています。アンケート結果によると、成年後見制度について精神障害者の認知度は低く、また、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の認知度は50%を下回っています。成年後見制度は、認知症高齢者施策とあわせて、今後重要なものとなってくることから、周知を図っていく必要があります。

図表5-8 成年後見制度利用支援事業の第4期計画と実績

(単位：件)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利 用 件 数	2	1	2	2	2	4

◆サービスの見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、急激な増加はないと考えられることから、毎年度2件の利用と見込みました。

図表5-9 成年後見制度利用支援事業の見込量 (単位：件)

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利 用 件 数	2	2	2

◆見込量の確保策

権利擁護が必要な場合には、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業または成年後見支援事業につなげ、家族の状況に応じては、市長が申立人となって成年後見制度利用支援事業により対応します。

また、社会福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行います。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

◆現状と課題

手話通訳者派遣事業は年250～260回で推移しており、ほぼ計画どおりです。要約筆記者派遣事業は増加傾向にあり、計画を上回っており、人材の養成・確保が課題となります。

意思疎通支援事業については、障害者総合支援法により、県と市の役割が明確化され、必須事業の一つとされました。また、多様な伝達方法、場面が考えられることから、事業内容の見直しを行い、幅広いサービスとして強化していく必要があります。

図表5-10 意思疎通支援事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
手話通訳者設置事業(人)	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用者数(回/年)	260	275	260	292	260	212
要約筆記者派遣事業利用者数(回/年)	80	88	82	57	84	58

◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、手話通訳者派遣事業、要約筆記派遣事業は今後も同程度の利用者数としていくと見込みました。

図表5-11 意思疎通支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
手話通訳者設置事業（人）	1	1	1
手話通訳者派遣事業利用者数（回／年）	260	260	260
要約筆記者派遣事業利用者数（回／年）	68	68	68

◆見込量の確保策

意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進し、人材の養成・確保を図ります。

手話奉仕員の養成は、社会福祉協議会に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。

(6) 日常生活用具給付等事業

障害者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

◆現状と課題

全般的に計画をやや下回る実績となっています。給付対象者のニーズおよび用具の性能向上等を考慮した、対象品目や基準額等の見直しが課題です。

図表5-12 日常生活用具給付件数の第4期計画と実績

（単位：件／年）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
介護・訓練支援用具	9	8	9	12	10	6
自立生活支援用具	27	24	28	22	28	26
在宅療養等支援用具	31	29	31	27	32	44
情報・意思疎通支援用具	19	19	20	29	20	21
排泄管理支援用具	2,650	2,763	2,680	2,987	2,710	3198
住 宅 改 修	5	3	5	10	5	6

◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、各種用具の見込量は次のとおりとします。

図表5-13 日常生活用具給付件数の見込量 (単位：件/年)

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	6	5	4
自立生活支援用具	27	30	34
在宅療養等支援用具	56	82	120
情報・意思疎通支援用具	63	93	137
排泄管理支援用具	3,454	3,730	4,028
住 宅 改 修	12	15	19

◆見込量の確保策

障害者が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

◆現状と課題

市事業として社会福祉協議会に委託して実施しています。

意思疎通支援についての理解を促進し、より多くの人を受講することにより、手話ができる人を増やしていく必要があります。

図表5-14 手話奉仕員養成研修事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
受講修了者数(人/年)	16	19	17	20	18	15

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とするサービスです。

◆現状と課題

平成28年度利用者数は計画を大幅に上回っています。アンケート結果によると、知的障害者、身体障害者、障害児の利用意向が高くなっており、利用の増加に応じた提供体制の確保が必要です。

図表5-15 移動支援事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数（か所）	33	34	34	34	35	34
利用者数（人／月）	212	215	220	281	228	216
利用延時間（時間／月）	1,696	1,623	1,760	1,559	1,824	1,545

◆サービスの見込量

移動支援は、第4期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表5-16 移動支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数（か所）	35	36	37
利用者数（人／月）	225	234	243
利用延時間（時間／月）	1,800	1,872	1,944

◆見込量の確保策

障害者等のニーズを把握し、適切なサービスが利用できるよう、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

(9) 地域活動支援センター事業

障害者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動および相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

◆現状と課題

精神障害者等を対象とした地域活動支援センター「陽なた」を地域活動支援センター事業としています。

平成28年度の利用者実績は154人でした。

図表5-17 地域活動支援センターの第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	100	120	110	154	120	167

◆サービスの見込量

平成28年度の利用状況を参考に算定しています。

図表5-18 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数(か所)	1	1	1
利用者数(人)	197	223	259

◆見込量の確保策

地域活動支援センターにおいて、障害者等の日常生活や社会参加の支援を行うほか、相談の充実を図ります。

## 2 任意事業

### (1) 日常生活支援

#### ① 訪問入浴サービス

家庭において入浴することができない重度の身体障害者の各家庭へ訪問入浴車を派遣して入浴サービスを実施することにより、利用者の健康の増進およびその家族の介護の軽減を図ることを目的とするサービスです。

◆現状と課題

利用者数の実績は計画を上回っています。利用者の増加に対応するため、新規事業者の参入促進が課題です。

図表5-19 訪問入浴事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	5	5	5	5	6	5
利用者数(人/月)	22	21	23	29	24	22
利用延回数(回/月)	132	132	138	135	144	133

◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、緩やかに増加すると見込みました。

図表5-20 訪問入浴事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数(か所)	6	7	8
利用者数(人/月)	23	24	25
利用延回数(回/月)	138	144	150

◆見込量の確保策

新たな事業所の参入を促進し、増加するサービス量の確保に努めます。

② 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

◆現状と課題

アンケート結果から、知的障害者、障害児の利用意向が高く、今後利用は増加すると予測されます。

図表5-21 日中一時支援事業の第4期計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
事業所数(か所)	33	39	34	39	35	37
利用者数(人/月)	254	254	262	253	270	253
利用延日数(人日/月)	1,524	1,397	1,572	1,393	1,620	1,367

◆サービスの見込量

日中一時支援は、第4期計画期間の実績およびアンケート調査の結果からサービスの利用意向が高いことを参考として算定しました。

図表5-22 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
事業所数(か所)	37	37	38
利用者数(人/月)	278	282	290
利用延日数(人日/月)	1,668	1,692	1,740

◆見込量の確保策

増加するサービス量に対応するため、事業所の参入、事業拡大を働きかけます。

## (2) その他の任意事業

その他の任意事業として、次のような事業を実施しています。

図表 5-23 その他の任意事業の第4期計画と実績

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
就労相談員設置事業	相談員数(人)	1	1	1	1	1	1
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	5	4	5	13	5	6
自動車運転免許取得費助成事業	利用者数(人/年)	5	3	5	2	5	0
障害者社会参加支援事業(講座型)	利用者数(人/年)	2,520	2,477	2,560	2,591	2,600	
更生訓練費支給事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続
身体障害者社会参加促進事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続
知的障害者職親委託制度		継続	継続	継続	継続	継続	継続
点字・声の広報等発行事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続
生活サポート事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続
心身障害者ふれあい促進事業		継続	継続	継続	継続	継続	継続

### ◆サービスの見込量

就労相談員設置事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得費助成事業、障害者社会参加支援事業(講座型)については、第4期計画期間の実績をもとに算定しました。

図表 5-24 その他の任意事業の見込量

区 分		平成30年度	2019年度	2020年度
就労相談員設置事業	相談員数(人)	1	1	1
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	5	5	5
自動車運転免許取得費助成事業	利用者数(人/年)	5	5	5
障害者社会参加支援事業(講座型)	利用者数(人/年)	2,640	2,680	2,720
更生訓練費支給事業		継続	継続	継続
身体障害者社会参加促進事業		継続	継続	継続
知的障害者職親委託制度		継続	継続	継続
点字・声の広報等発行事業		継続	継続	継続
生活サポート事業		継続	継続	継続
心身障害者ふれあい促進事業		継続	継続	継続

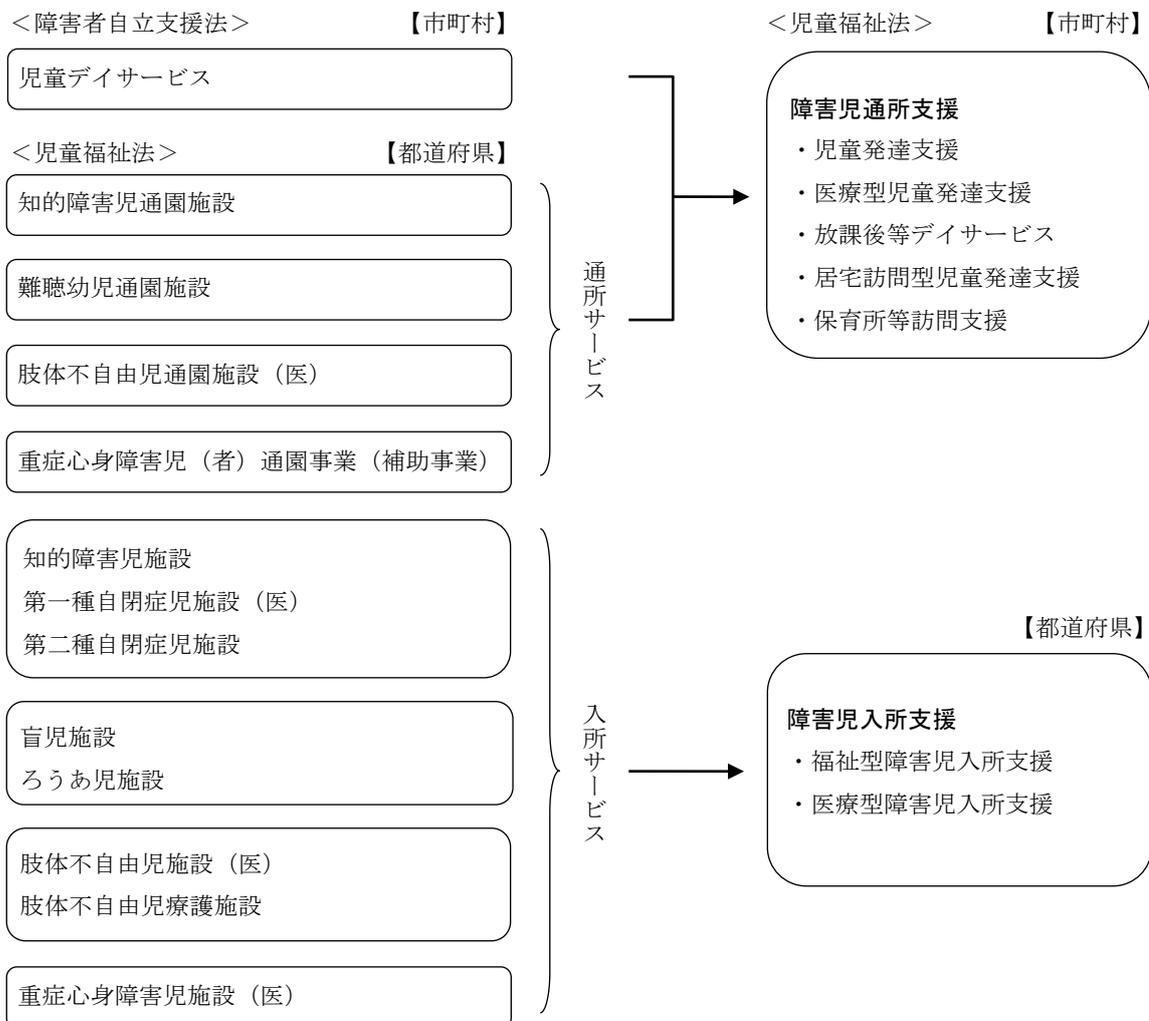
### ◆見込量の確保策

就労、余暇活動等社会参加に必要な事業であり、必要なサービスの提供に努めます。

## 第6章 障害児支援

平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法等が改正され、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

図表6-1 障害児施設・事業の一元化イメージ



(注) 1 (医) とあるのは、医療の提供を行っているもの。

2 居宅訪問型児童発達支援は平成30年4月から適用。

## 1 障害児通所支援

### (1) 児童発達支援

集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

#### ◆現状と課題

利用児童数は増加しています。利用児童数の増加、サルビア学園の老朽化、相談体制の充実等の課題があります。

図表6-2 児童発達支援の計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	66	64	68	69	70	84
利用延日数（人日／月）	951	938	968	1,022	985	1,200

図表6-3 児童発達支援事業所別利用状況（平成28年度分）

区 分		定員（人）	利用日数（日）
市内事業所	サルビア学園	40	647
	さくらんぼ	10	104
	まめびよクラブ	10	1,693
	レスパイトステーション安あん		182
	ふあん		
	こどもサポート教室「きらり」		
	NAK-NUCLEO DE APOIO「KIRARI」		41
市内計		60	2,677
市外事業所（14か所）			684
合 計			3,361

#### ◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、今後も増加すると見込みました。

図表6-4 児童発達支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	93	106	123
利用延日数（人日／月）	1,395	1,590	1,845

## ◆見込量の確保策

重点施策の「療育体制の充実」で早期療育体制の充実を重要課題のひとつとしており、「(仮称)子ども発達支援センター」の整備を視野において取り組んでいきます。

## (2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

## ◆現状と課題

平成28年度は3人が、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園を利用しています。

図表6-5 医療型児童発達支援の計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数(人/月)	1	3	1	3	1	3
利用延日数(人日/月)	4	19	4	19	4	25

## ◆サービスの見込量

第4期計画期間の実績から、今後も同程度の利用があると見込みました。

図表6-6 医療型児童発達支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数(人/月)	5	6	8
利用延日数(人日/月)	45	54	72

## ◆見込量の確保策

市内に事業所がないため、今後も市外の事業所の活用により必要なサービス確保に努めます。

## (3) 放課後等デイサービス

就学している障害児が、授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けるサービスです。

◆現状と課題

毎年度大幅な増加となっています。アンケート結果においても、高い利用意向を示しており、今後も増加が続くと考えられますが、ここ数年の事業所の大幅な増加が利用実績の増加に繋がっている傾向もあります。

重症心身障害児、医療的ケアの必要な障害児などを支援する放課後等デイサービス事業所の確保・充実が必要です。

図表 6-7 放課後等デイサービスの利用実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
利用児童数（人／月）	223	255	281
利用延日数（人日／月）	1,861	2,237	2,803

図表 6-8 放課後等デイサービス事業所別利用状況（平成28年度分）

区 分	定員（人）	利用日数（日）	
市内事業所	障害者職業支援センターくるくる	10	
	大地	10	
	Happy very	10	
	キッズデイ 杉の子	10	
	さくらんぼ	10	
	ぴよランド	10	
	Cocoランド	10	
	ゼロ・パワー	10	
	げんきキッズ		
	わかばの杜		
	ばすてる		
	陽だまりの丘		
	ふあん		
	こどもサポート教室「きらり」		
	HOPE安城		
	北風と太陽		
	NAK-NUCLEO DE APOIO「KIRARI」		
Plan			
市内計	80	12,001	
市外事業所（12か所）		438	
合 計		12,439	

◆サービスの見込量

放課後等デイサービスは、アンケート調査の結果からサービスの利用意向が高く、第4期計画期間の実績が大幅に増加していることを参考として算定しました。

図表6-9 放課後等デイサービスの見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	332	378	431
利用延日数（人日／月）	3,320	3,780	4,310

## ◆見込量の確保策

今後3年間にも新たな事業所の整備も予定されているため、必要なサービス量の確保が見込まれます。

重症心身障害児などを支援する事業所の参入を促進します。

## (4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。平成28年6月の児童福祉法の改正により創設されたもので、平成30年4月1日から適用されます。

## ◆サービスの見込量の見込量

一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられることから、対象は外出が著しく困難な障害児であり、計画期間中の利用は2～4人と見込みました。

図表6-10 居宅訪問型児童発達支援

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	2	3	4
利用延日数（人日／月）	1	1	1

## ◆見込量の確保策

「(仮称)子ども発達支援センター」の整備に併せて提供体制の整備を図ります。

## (5) 保育所等訪問支援

保育所等に通り、専門的な支援が必要と認められる障害児に対し、保育所等を訪問して、集団生活への適応のために必要な支援を行います。

## ◆現状と課題

市内事業所はありません。平成28年度の利用は1人です。

図表 6-11 保育所等訪問支援の計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	1	1	1	1	1	2
利用延日数（人日／月）	1	1	1	1	1	1

◆サービスの見込量

障害児通所支援全体の利用者数は大幅に伸びているため、今後は保育所等訪問支援の利用が見込まれます。

図表 6-12 保育所等訪問支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	2	3	4
利用延日数（人日／月）	1	1	1

◆見込量の確保策

「(仮称)子ども発達支援センター」の整備に併せて提供体制の整備を図ります。

## 2 障害児相談支援

障害児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価および計画の見直し等を行うサービスです。

◆現状と課題

平成27年3月末までに、障害福祉サービス等を利用するすべての障害児について、障害児支援利用計画を作成しています。今計画期間は、利用者の適切なサービス利用のため、新規およびサービス内容に変更がある利用者の計画作成や、サービス利用期間中のモニタリング（計画の見直し）を行います。

図表 6-13 障害児相談支援の計画と実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
利用児童数（人／月）	67	76	72	89	77	104

図表6-14 障害児相談支援事業所別利用状況

区 分		利用者数（人） 平成29年3月
市内事業所	ふれあいサービスセンター	83
	Root of holy	15
	コープあいち福祉サービス安城	0
	市内計	98
市外事業所（1か所）		0
合 計		98

## ◆サービスの見込量

障害児通所支援のサービス支給決定者数の推計を参考として算出しました。

図表6-15 障害児相談支援の見込量

区 分	平成30年度	2019年度	2020年度
利用児童数（人／月）	67	72	77

## ◆見込量の確保策

今後も市独自の補助制度を継続することにより、増加するサービス量の確保に努めます。また、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備にあわせて、更なる充実を図ります。

## 3 子ども・子育て支援

## (1) 保育園・幼稚園における障害児の受け入れ

## ◆現状と課題

平成29年度、安城市立の保育園は23園、幼稚園は4園あります。障害児を受け入れている保育園は13園で27人、幼稚園は2園で4人です。

## ◆サービスの見込量

障害児の保護者に対するアンケート調査による、利用意向を参考にして算定しました。

図表6-16 保育園・幼稚園における障害児の受け入れ

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度
保育園・幼稚園	3歳未満	人	3			
	3歳以上	人	28			

（注）平成29年度は4月1日現在の実績、平成30年度以降の数値は見込み。

◆見込量の確保策

※主管課（子ども課）と協議中です。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障害児の受け入れ

◆現状と課題

平成29年度、市内の児童クラブは51か所あります。障害児を受け入れている児童クラブは28か所、利用児童は52人です。

◆サービスの見込量

障害児の保護者に対するアンケート調査による、利用意向を参考にして算定しました。

図表 6-17 放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れ

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度
放課後児童健全育成事業	低学年	人	1			
	高学年	人	0			

(注) 平成29年度は4月1日現在の実績、平成30年度以降の数値は見込み。

◆見込量の確保策

※主管課（子ども課）と協議中です。

## (3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障害児の受け入れ

## ◆現状と課題

平成29年度、市内の児童クラブは51ヶ所あります。障害児を受け入れている児童クラブは28か所、利用児童は52人です。

## ◆サービスの見込量

障害児の保護者に対するアンケート調査による、利用意向を参考にして算定しました。

図表6-18 放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れ

区 分		単位	平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度
放課後児童健全 育成事業	低学年	人	38			
	高学年	人	11			

(注) 平成29年度は9月1日現在、平成30年度以降の数値は年度末の見込み。

## ◆見込量の確保策

支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障害児の受け入れを促進します。

# 計画の推進

## 1 市民参加と協働の推進

障害者福祉のためのボランティアの育成・充実を図るとともに、地域団体相互の連携や、当事者団体、行政との連携を強化し、市民と行政が協力して、当事者のニーズを反映したサービス提供に努めます。

また、障害者が地域で自立した暮らしができるように必要な支援を行うと同時に、障害者を取り巻く環境を整備していくためには、障害者、関係機関・団体、サービス提供事業者はもちろん、広く市民に計画や障害について理解してもらうことが必要であることから、市の広報紙、ホームページ、計画のダイジェスト等を通じて広報・啓発に努めます。

## 2 関係機関との連携

障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の体制整備、協議の場の設置等については、幅広い分野における関係機関等との連携を図りながら、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、広域的に対応すべき施策については、障害保健福祉圏域において、県や他市との連携のもと、一体となった施策を推進します。

## 3 計画の推進と評価

### (1) 安城市自立支援協議会

計画の実効性を高めるため、安城市自立支援協議会において、年度ごとにサービスの利用状況や計画の進捗状況を報告し、必要に応じて、施策の具体的な推進方法や見直しについて、作業部会や担当者会において研究・検討を行います。

### (2) 庁内の推進体制

障害者計画と合わせて、庁内の関連部署および社会福祉協議会からなる「健康とやすらぎ推進本部」において、年度ごとに計画の進捗状況の管理と事業の円滑な推進を図ります。

### (3) 関係団体等懇話会

障害者や家族、特別支援学校、サービス提供事業所、ボランティア等の関係団体

で構成する懇話会において、計画の進捗状況の報告や、障害者のサービス利用の現状と課題、サービスや計画の施策についての要望等をたずね、施策の推進に反映していきます。

#### (4) PDCAサイクルの活用

本市では、これまでも上記(1)～(3)において、1年に1回取り組み状況を把握し評価を行ってきました。これらの取り組みをPDCAサイクルに位置づけ、分析評価を行うとともに、評価結果を次年度の予算に反映させ、計画の実効性を高めていきます。

